

中国における新個人所得税法施行による外国人納税者への影響

概況

2018年8月31日に中国全国人民代表大会常務委員会において可決された新個人所得税法（2019年1月1日施行）に関し、中華人民共和国個人所得税法の施行に関する規定（以下、“施行規定”）、ならび個人所得税法の追加控除の保全措置（以下、“追加控除措置”）が国務院により発表された。

中国本土で就労する外国人の個人所得税へ影響を与えうる施行規定ならび追加控除措置の主な項目は、以下の通りである；

居住者個人と非居住者個人との違い

居住者として見なされる個人は、中国本土に居住住所を有する者、あるいは中国本土に居住住所を有していなくとも、課税年度における中国本土内での滞在日数が183日以上に達する者を指す。一方、中国本土に居住住所を有さず、且つ中国本土での滞在日数が183日未満である場合、非居住者として見なされる。

居住者である個人の個人所得税の算出において、給与と賃金は、労務報酬、著作収入および特許権使用による収入と合わせて包括的所得として統一される。納税者は毎月、暫定額として算出された個人所得税を支払い、最終確定納税額が暫定納税額の合計と異なる場合、あるいは納税者の総収入額が複数の種類からなる場合、翌年の3月から6月までに年次の最終査定を実施する必要がある。総合所得の年次課税対象金額は、年度収入額から基本控除額の60,000人民元、特別控除（社会保障費用と住宅積立金）、追加控除及びその他控除項目が差し引かれる。

非居住者の個人については、給与と賃金、労務報酬、著作収入および特許権使用による収入を、収入の種類別に、月毎に算出し、給与と賃金からなる月額課税対象金額においては、受取額から基本控除額の5,000人民元が差し引かれる。

6年ルール

もし、個人が中国本土に居住住所を有さず、且つ、中国本土での各課税年度における滞在日数が累計183日を超える年度が連続6年に満たない場合、当該個人が中国本土外を源泉とし、海外の企業や個人により支払われる収入に対する個人所得は免除されうる。また個人が1年度内に連続30日間以上中国本土から出国滞在してから再入国する場合、再入国の時点で累計連続居住年数が最初から数え直される。

追加控除の規定

追加控除申請における基準に関して、下記の通り要約する。

(1) 子女教育

学校教育（小中義務教育から大学院教育までの教育を指す）、もしくは就学前

教育(満3歳から小学校入学前に受ける教育を指す)に該当する子女がいる場合は、子女一人あたり毎月1,000人民元を控除申請することができる。当該控除は、中国本土及び海外で受ける教育にも適用可能である。

教育を受ける子女の父母は各自の個人所得税申告において50%ずつ控除申請をするか、もしくはいずれか一方が100%の控除申請するかを選択することができる。

(2) 継続教育

納税者が中国本土にて学業の継続教育を受けている場合、当期間において毎月400人民元を控除申請することができる。

納税者が技能人員及び専門技術者になるための継続教育を受ける場合、職業資格を取得した年度において3,600人民元を控除申請することができる。

(3) 重病の医療費

課税年度において、納税者、その配偶者またはその未成年の子女の重病治療のために、「基本医療保険適用医薬品リスト」に含まれている薬品の医療費自己負担額が15,000人民元を超えた場合、15,000人民元を超えた部分の医療費については、納税者の実費に基づき、年間80,000人民元を上限として納税者の年度確定申告の際に控除申請することができる。

納税者は、関連する医療費の請求書および医療保険払い戻し請求書の原本、またはコピーの記録を保管することが求められる。

(4) 住宅ローンの利子

納税者またはその配偶者の初めて購入した居住用不動産に対するローンの利子支出(商業ローンまたは積立金ローン)について、納税者またはその配偶者によるローン返済期間中、月額1,000人民元を控除申請することができる。

納税者とその配偶者が、結婚前に各自初めて購入した居住用不動産を有している場合は、月額の控除額(1,000人民元)を夫婦のいずれか一方が全額申請するか、あるいは各自で50%ずつ(500人民元)控除申請するかを選択することができる。

(5) 住宅家賃

納税者および納税者の配偶者が住宅不動産を所有せず、就労する都市で住宅を賃貸し、賃貸支出がある場合、就労都市の規模に応じて、月額1,500人民元、1,100人民元、あるいは800人民元を控除申請することができる。住宅家賃の控除は、住宅賃貸契約書の署名を行った賃借人が申請すべきである。なお、夫婦で同じ課税年度において、住宅家賃と住宅ローン金利の両方を同時に控除申請することはできない。

(6) 高齢者扶養費

子女のいない納税者が、60歳またはそれ以上の両親、あるいは祖父母を扶養している場合、納税者が一人っ子であれば毎月2,000人民元の控除申請ができる。兄弟姉妹のいる納税者である場合は、2,000人民元の控除を兄弟姉妹で分けることとなる。なお、各納税者の控除請求額は1,000人民元を超えてはならない。扶養対象の高齢者の人数に関わらず控除額は一定であり、その高齢者は必ずしも中国本土に居住している必要はない。

また、税務上の中国本土居住者とされる外国籍個人に対する移行措置として、上記の今回新たに追加された個人所得税控除規定による控除、あるいは従来の非現金による住宅補助、言語訓練費用、子女教育費などの補助に対する免税優遇措置のいずれかを選択することができる。ただし同時に両者の優遇を受けることはできない。この措置の選択については一回のみ選択でき、一納税期間中での選択の変更はできない。この移行措置期間は、2019年1月1日から2021年12月31日までであり、2022年1月1日以降は従来の非現金補助に対する免税優遇措置は適用できなくなる。

上述の内容に関し、何か不明な点等ございましたら、青葉ビジネスコンサルティング (852) 2850-8990/(86)3878-5115 (各担当者宛) までお気軽にお問い合わせください。

Our Website: www.aoba.com.hk

Hong Kong: 3/F, Sun Hung Kai Centre, 30 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong
Tel: (852) 2802 1092 Fax: (852) 2850 7151

Guangzhou: Unit B, 12/F, Goldsun Building, No.109 Tiyuxi Road, Tianhe District, Guangzhou, China
Tel: (86) 20-3878 5798 Fax: (86) 20-3878 5337

Beijing: Room 605, 6/F, East Ocean Centre, No. 24 Jian Guo Men Wai Street, Chao Yang District, Beijing, China
Tel: (86) 10-6522 8158 Fax: (86) 10-6512 7168

This article describes only our general observations of the laws and regulations recently issued. All information contained in this article is provided for reference only. The release of this article does not surmount to the provision of professional advice or services. We make no guarantee as to the accuracy or completeness of such information. Readers should consult with their professional advisors before making use of the content. We accept no liability for any loss arising from the use of, or reliance upon, the content of this article.

© 2019 Aoba Business Consulting Limited. All rights reserved.